

## 賛助会員規程

公益財団法人 東北活性化研究センター

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人東北活性化研究センター（以下「当センター」という。）の定款第46条の規定に基づき、「賛助会員」及び「賛助会費」に関し必要な事項を定める。

### (入会)

第2条 賛助会員として入会しようとするものは、当センター入会申込書を提出し、会長の承認を受けなければならない。

### (賛助会費)

第3条 賛助会員は、1口以上の賛助会費を当センターに納入する。

2 年会費の1口の金額は、1事業年度につき、50,000円とする。

3 賛助会員は、毎事業年度の5月末までに納入する。ただし、2口以上の賛助会員は、5月末及び10月末の2回に分けて納入することができる。

4 事業年度開始後入会した賛助会員については、当該事業年度分の賛助会費を入会后1ヵ月以内に納入する。

5 賛助会員が退会した場合は、既に納入した賛助会費は返還しない。

### (賛助会費の使途)

第4条 前条で規定する賛助会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

### (退 会)

第5条 賛助会員で退会しようとするものは、当センターに退会届を提出しなければならない。

### (改 廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

### (補 則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

## 附 則

この規程は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第106条第1項に定める公益法人の設立登記の日から施行する。（平成23年9月14日理事会決定）